中川町ふるさと寄附金に伴う返礼品協力事業者募集要項

1 目的

中川町に対するふるさと納税(寄附金)寄附者への返礼品の提供開始に伴い、地域資源及び生産者等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し、中川町へ寄附された方(町外に住む方)へ返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2 応募条件

(1) 協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ① 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- ② 原則、本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が町内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- ③ 町税を滞納していないこと。
- ④ 代表者等が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 返礼品について

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- ① 中川町の魅力を発信し、交流人口・関係人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- ② 中川町で生産、製造若しくは加工されているもの、主要な部分に中川町の原材料を使用しているもの、又は町内で提供されるサービスのいずれかに該当していること。
- ③ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- ④ 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日以上の賞味期限が保証されていること。
- ⑤ 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、寄附者を記名し、原則有効期 限が発行日から1年間以上の利用券を発行すること。

3 申請方法等

(1) 協力事業者の登録申込み

協力事業者の登録をする場合は「中川町ふるさと寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届(第1号様式)」に必要事項を記入して提出をお願いします。 ※登録内容に変更が生じた場合も届出が必要です。

(2) 返礼品の登録申請

新規又は追加で返礼品の登録を申請する場合は、「中川町ふるさと寄附金返礼 品登録申請書(第2号様式)」の提出をお願いします。

(3) 返礼品の変更申請

登録している返礼品の内容を変更する場合は、「中川町ふるさと寄附金返礼品変更申請書(第3号様式)」の提出をお願いします。

(4) 協力事業者の取りやめ等

協力事業者の取りやめ又は返礼品の提供の取りやめをする場合は、「中川町ふるさと寄附金返礼品等(協力事業者登録・提供)取りやめ報告書(第4号様式)」の提出をお願いします。

(5) 協力事業者・返礼品等の決定

申込内容等を総合的に判断して、協力事業者・返礼品等を決定し、その結果を 町から申込者へ通知します。

4 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、中川町から提供された寄附者の個人情報の取扱いについて「中川町個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (2) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について中川町へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、町は一切の責任を負いません。
- (3) 中川町は、協力事業者及び商品が本要項2に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品調達を中止することができます。

【申込み・問い合わせ先】

中川町 地域振興課地方創生係

〒098-2892 中川郡中川町字中川 337 番地 TEL: 01656-7-2819 FAX: 01656-7-2594

Email: nakagawa-chiikishinko@town.nakagawa.hokkaido.jp